

## 米トレーサビリティ法に基づく記録について

2010年10月1日より、下記の注釈に記載されている商品を購入または無償での貰い受け、あるいは販売または無償での譲渡、事業所間での移動、廃棄をした場合は、その記録を三年間保存する必要があります。

### 米・米加工品(注)を

①取引、②事業所間の移動、③廃棄などを行った場合には、その記録を保存してください。

・紙媒体・電子媒体いずれでも可。

・保存期間は原則3年。

(賞味期限等に応じて3か月間・3年間・5年間と異なります。)

(注)本制度の対象品目となる米・米加工品は、以下のとおりです。

- ・米穀(玄米・精米等) ・米粉や米こうじ等の中間原材料
- ・米飯類・もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん

対象事業者は、生産者を含め、対象品目となる米・米加工品の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行う全ての皆様となります。

### 記録事項

品名、産地<sup>※</sup>、数量、年月日、取引先名、搬出入の場所 等

※ 「国産」「〇〇国産」「〇〇県産」等と記録。(詳細はP4の方法に準ずる。)

※ 米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりんについて、最終的な一般消費者販売用の容器・包装に入れられ、当該容器包装に産地が具体的に明記されている場合は、伝票等への産地の記載は不要。

記録の内容については下記の表を使用してください (エクセルのファイルを添付します)。

[対象商品] 米穀(玄米・精米等)、米粉や米こうじ、もち、だんご、清酒、みりん、米を使用した単式蒸留焼酎

受入場所(事業所)	〇〇本店	本帳票の保存期間	購入年月日より3年	帳票通番	No.0001
購入年月日	商品名(無償での貰い受けも含む)	産地 (表記方法→「国産」「〇〇県産」「〇〇国産」)	数量	購入先・移動先・販売先	
2010年9月28日	精米 20Kg入り	秋田産	5袋	〇〇商店	
2010年10月1日	清酒(吉兆・) 350ml	国産	20本	◆◆酒店	
同上	みりん 2L	国産	5本	▲▲株式会社	
同上	清酒 〇〇 1.8L (料理酒用)	一升瓶添付ラベルに記載	3本	◆◆酒店	
2010年10月3日	清酒 〇〇 1.8L (料理酒用) 2010年10月1日◆◆酒店より購入分	一升瓶添付ラベルに記載	1本	なんばダイニングメゾン店へ移動	
同上	みりん 2L 2005年5月8日▲▲株式会社より購入分	国産	2本	古くなり廃棄	

すでに購入していて、いつ購入したのか不明な場合は、商品名だけ記載。今後、購入した時点で商品に購入日と購入先がわかるようにシールを貼るなどしてください。

**注意>>購入商品の米穀や米加工品の産地が不明な場合は、購入元に産地を問合せ、確実に記載する必要があります。**

なお、購入品については、納品伝票に下記の赤枠と青枠の項目が全て記載されているものであれば、それを保存することで代用できます。

※購入時のみです(移動や廃棄は表に記載してください)。

実際の取引において取り交わされる伝票類(帳簿でも可)において、下記に掲げる事項が記載されていれば、それを保存しておくことで、記録・保存の義務を果たしたことになります。

**納品書(控)** 売上 伝票No.00000000

お客様コード00000000  
〒□□□□-□□□□  
東京都□□区  
△△-□□

株式会社 ○○○○様

TEL 03-0000-0000 FAX 03-0000-0000  
毎度ありがとうございます。下記のとおり納品いたします。

NO	商品コード	商品名・規格	数量	単価	金額
1	AXXXXXX	〇〇県産ワシヒカリ (10kg)	4	XXXX	XXXXX
2	BXXXXXX	〇〇県産ほうれん草 M	10	XXX	XXXX
3	CXXXXXX	〇〇県産長ネギ AM	5	XXX	XXXX
4	DXXXXXX	〇〇県産ミニトマト M	10	XXX	XXXX
5	EXXXXXX	〇〇県産レタス LL	20	XXX	XXXX
備考		計			XXXXXXXX
指図No.		合			XXXXXXXX
		計			XXXX
		消費税等			XXXXXXXXXX
		総合計			XXXXXXXXXX
納品重量計					40.00

〇〇〇〇株式会社 △△本社  
〒□□□□-□□□□ 担当者 ×××  
東京都□□区 TEL 03-0000-0000  
□□-△△ FAX 03-0000-0000

取引先の名称又は氏名

年月日: 搬入・搬出した日  
(困難な場合は、受発注日等でも可。)

搬出入した場所  
(取引先住所と異なる場合に記載。)

数量: 取引において通常用いている単位

品名: 取引において通常用いている名称

産地: ※※「国産」「〇〇国産」「〇〇県産」等と記載  
(詳細はP.4の方法に準ずる。)

※※ 平成23年7月1日より前に  
① 国内で生産されたものについては、生産者から譲渡されたもの  
② 輸入されたものについては、国内需要者等に譲渡されたものについては、対象外です。

食品事故等に迅速に対応するため、「米・米加工品」以外についても、取引等の記録の作成・保存を行うことが期待されます。(義務化は「米・米加工品」のみ。)

2

入荷時の伝票では、この欄の事業者名が取引先の名称、氏名となります。